

医師国家試験受験認定の申請をした方に、10～11月に「日本語診療能力調査」があります。
下記の要領で行われます。

日本語診療能力調査について

日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。

(1) 評価項目

日常診療において関わる機会の多い主要な症候を呈した患者に対する医療面接等及び当該診療に関する記述や説明を行い、次の各領域について調査委員2名が各々4段階(3～0)の評価を行う。

ア) 聴く能力

患者等及び医療従事者の話を聴き、内容を正しく理解することができるか。

イ) 話す能力

患者等及び医療従事者に診療内容を正確に説明し、理解を得ることができるか。

ウ) 書く能力

基本的な医療記録を日本語で適切に作成することができるか。

エ) 読み取る能力

日本で使われる医学用語を正しく理解した上で音読することができるか。

オ) 診察する能力

患者に対して具体的な説明を行いながら適切に身体所見をとることができるか。
また、その所見を医療従事者に適切に説明することができるか。

(2) 評価区分

- 3…… 日本語で医学教育を受けたものと変わらない
- 2…… 一部に困難はあるが、診療の支障とならない
- 1…… 全体的に困難はあるが、かろうじて問題を克服することができる
- 0…… 誤解を生じる危険等、診察上の不都合がある

(3) その他

書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力調査において基準以下であった者については、医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。